

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 総務課	
許 認 可 等 名	消防事務手数料の免除（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱）	
根 拠 法 令	消防事務手数料条例	
根 拠 条 項	第6条第2号	
連 絡 先	（電話621-5364）	
審 査 基 準	基 準	地震、風水害等の発生に伴い、災害応急対策のために、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成3年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 4日
	設定等年月日	平成3年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）